

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成○年○月○日に会社A（以下「会社」という。）に採用され、平成○年○月○日頃よりB学校において給食の調理補助業務に従事していた。

請求人によると、同年○月○日、下膳の入ったステンレス製のコンテナを右手で引いていたところ、左前方から教員と生徒が来たため、請求人の後ろを付いてきていた同僚が、コンテナの後方バーをつかんで急停止させた際に、請求人の右腕の肩の付け根あたりが突っ張る感じになったとしている（以下「本件事故」という。）。

請求人は、負傷後違和感があったものの、痛みがなかったことから、そのまま業務に従事していたところ、4～5日後、夜間に痛みが現れたため、同月○日、Cクリニックに受診し「右肩痛」と診断された。

その後、複数の医療機関に受診したが、症状の改善がみられなかったため、平成○年○月○日にD病院に受診し、「右肩腱板断裂」（以下「本件傷病」という。）と診断され、通院加療を行い、同年○月○日には手術を受けた。

請求人は、本件傷病は本件事故によるものであるとして、監督署長に療養補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人の本件傷病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」

という。)に審査請求をしたが、審査官は、平成○年○月○日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人の本件傷病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

請求人は、本件傷病が業務に起因する旨主張するので、以下、検討する。

- (1) 請求人の申述によれば、請求人が作業中に右肩に違和感を感じたとする平成○年○月○日から4～5日経過後に、夜間床に入ってから右肩全体に痛みが出るようになったため、複数の医療機関を受診し、肩の冷え、五十肩初期あるいは五十肩と診断されたのち、請求人が右肩の違和感を感じたとされる日からおよそ5か月あまり後の平成○年○月○日にD病院整形外科において「右肩腱板断裂」と診断されたとしている

また、本件の資料によれば、請求人が、右肩に違和感を覚えた際、請求人の本件事故を現認した同僚等がいないこと、請求人から会社への報告があったのは、およそ3か月後の同年○月○日であることが、それぞれ認められる。

このような事実を踏まえ、さらに、本件のすべての資料を精査するも、請求人の本件傷病が、業務遂行中に発症したとする明確な根拠は見当たらない。

以上のことから当審査会としては、請求人の本件傷病が平成○年○月○日の業務遂行中に発症したとする明確な根拠はないと判断せざるを得ず、したがって、請求人の本件傷病は、業務に起因したものとは認められない。

- (2) なお、日本整形外科学会によれば、肩の腱板断裂については、40歳以上で、

右肩に好発するとされ、明らかな外傷に起因するケースは半数に過ぎず、残りの半数は、はっきりした原因がなく、日常生活の動作中に発症するとされているところであって、そのような場合には、加齢による変性に起因することが多いと考えられているところ、請求人の年齢が本件傷病の発症時には53歳であったことを考慮すると、請求人の本件傷病の発症も、加齢に伴う変性に起因すると思量される。

- 3 以上のとおりであるので、請求人の本件傷病は業務上の事由によるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした療養補償給付をしない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。